

沼津市広告掲載要綱

平成19年 3月28日市長決裁

平成25年 3月26日副市長決裁

平成27年 3月31日企画部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市有資産への民間企業等の広告の掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進し、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものとして第4条の規定により定めたものをいう。

ア 市の広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる市有資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 部局等 沼津市事務分掌条例（昭和48年条例第31号）第1条に規定する部、局及び課並びに消防本部、水道部、選挙管理委員会事務局、教育委員会事務局、出納事務局及び議会事務局をいう。

(広告掲載の基準等)

第3条 広告掲載の可否の決定にあたっては、次に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 掲載する広告は、本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならないこと。

(2) 次のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しないこと。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団を利するおそれがあるもの

- エ ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切なもの
- オ 政治性のあるもの
- カ 宗教性のあるもの
- キ 社会問題についての主義主張
- ク 個人又は法人の名刺広告
- ケ 美観風致を害するおそれがあるもの
- コ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- サ その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に規定する判断基準の細目については、別に定める。

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、それぞれの所管部局等の長が企画部長に協議して定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに所管部局等の長が企画部長に協議して定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、所管部局等の長が企画部長に協議して定める。

(広告事業推進・審査委員会)

第7条 広告掲載について、次に掲げる事項の協議等をするため、沼津市広告事業推進・審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 新規広告媒体への広告掲載の推進に関すること。
- (2) 広告媒体に掲載する広告の可否を審査すること。
- (3) その他広告掲載に関すること。

2 委員会の委員長は、企画部長をもって充て、委員は、企画部理事、企画部政策企画課長、企画部広報広聴課長、財務部財政課長、財務部資産活用課長、産業振興部商工振興課長及び産業振興部観光交流課長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じ、前項に定める委員のほか、広告掲載の推進又は広告媒体及び審査する内容に関連する所管の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、新たな広告掲載を始めようとするとき、又は広告内容等広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載する広告媒体を所管する長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。